

札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第65号）新旧対照表（第3条関係）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準（<u>第三条—第三十三条の二</u>）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第四十条</u>）</p> <p>第二章 基本方針 （基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等の</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（<u>第3条—第33条</u>）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（<u>第51条</u>）</p> <p>第2章 基本方針</p> <p>第2条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（<u>現行のとおり</u>）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（<u>第3条—第33条の2</u>）</p> <p>第4章（<u>現行のとおり</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第51条・第52条</u>）</p> <p>第2章 基本方針</p> <p>第2条（<u>現行のとおり</u>）</p> <p>2及び3（<u>現行のとおり</u>）</p> <p>4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、</p>	<p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>参酌（基準省令第</p>
<p><u>ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>八（略） （非常災害対策）</p> <p>第八条（略）</p>	<p>4（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第七条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u> （非常災害対策）</p> <p>第八条（略）</p>	<p><u>虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5（<u>現行のとおり</u>）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第七条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで（<u>現行のとおり</u>）</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> （非常災害対策）</p> <p>第八条（<u>現行のとおり</u>）</p>	<p>1条第5号)</p> <p>同上</p>

<p>2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	
<p>3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>(サービス提供の方針) 第十七条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(サービス提供の方針) 第17条 (略) 2から4まで (略)</p>	<p>(サービス提供の方針) 第17条 (現行のとおり) 2から4まで (現行のとおり)</p>	
<p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」)という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略) (施設長の責務) 第二十二条 (略)</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (略) (施設長の責務) 第22条 (略)</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」)という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (現行のとおり) (施設長の責務) 第22条 (現行のとおり)</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>
<p>2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から<u>第三十三条の二</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等) 第二十四条 (略)</p>	<p>2 軽費老人ホームの施設長は、当該軽費老人ホームの他の職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第33条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等) 第24条 (略)</p>	<p>2 軽費老人ホームの施設長は、当該軽費老人ホームの他の職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第33条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等) 第24条 (現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>参酌（基準省令第1条第5号）</p>
<p>4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>従う（基準省令第1条第3号）</p>
<p>第二十四条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		<p>第24条の2 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制によりおける早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を</p>	

<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(掲示)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者等は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(掲示)</p>	<p><u>行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 (現行のとおり)</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者等は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(掲示)</p>	<p>同上</p>
<p>第二十八条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十三条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければなら</p>	<p>第28条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(事故の発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第33条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ</p>	<p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故の発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第33条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ</p>	<p>参酌(基準省令第1条第5号)</p>

<p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>従う (基準省令第1条第3号)</p> <p>同上</p>
<p>第三十三条の二 <u>軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>附 則</p> <p>(軽費老人ホームA型に係る基本方針)</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第33条の2 <u>軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(基本方針)</p>	<p>第33条の2 <u>軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(基本方針)</p>	<p>同上</p>
<p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第35条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第35条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p>	

<p>4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第十条 第三条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條及び第二十四条から第三十三條の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで、第十二條から前條まで及び次條から第三十三條の二まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において準用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十条まで及び第二十四條から第三十三條の二まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(軽費老人ホームB型に係る基本方針)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第42条 第3条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条及び第24条から第33条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前條まで及び次條から第33条まで」とあるのは、「第39条から第41条まで並びに第42条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条から第33条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>4 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p> <p>第42条 第3条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条及び第24条から第33條の2までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前條まで及び次條から第33條の2まで」とあるのは、「第39条から第41条まで並びに第42条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条から第33條の2まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第5号)</p> <p>規定整備</p>
<p>4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第十七条 第三条から第五条第一項まで、第六条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七條、第十九條から第</p>	<p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第3条から第9条まで (第5条第2項を除く。)、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第</p>	<p>4 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第3条から第9条まで (第5条第2項を除く。)、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第</p>	<p>参酌 (基準条例第1条第5号)</p> <p>規定整備</p>

二十二条まで及び第二十四条から第三十三条の二までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで、第十二條から前條まで及び次條から第三十三条の二まで」とあるのは「附則第十五條及び附則第十六條並びに附則第十七條において準用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條、第十九條から第二十二條まで及び第二十四條から第三十三条の二まで」と読み替えるものとする。

※ 以下の省令の規定は本則

第五章 雑則

(電磁的記録等)

第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁

第22条まで及び第24条から第33条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは、「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで及び第24条から第33条まで」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(新設)

第22条まで及び第24条から第33条の2までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは、「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで及び第24条から第33条の2まで」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第51条 作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法

参酌（基準省令第1条第5号）

<p><u>器的方法</u>その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。</p>	<p>(委任) <u>第51条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>その他人の知覚によって認識することができない方法</u>をいう。) により行うことができる。</p> <p>(委任) <u>第52条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>規定整備</p>
--	---	--	-------------